

**「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」**  
**第18回ワークショップの議事録(H22.6.19)**

**【1 「情報公開・情報共有」についてのワークショップ】**

**事務局** これから第18回白岡町自治基本条例をつくる会を始めます。それでは、開催にあたりまして内山会長から挨拶を頂きます。よろしくお願いいたします。

**内山会長** 今日はBグループの欠席者が多いので、Bグループの方をAグループとCグループに分けて改めて議論をしたいと思います。本日は前回に引き続きワークショップを行います。テーマは大項目「情報公開・情報共有」です。目安として1時間30分程でこの大項目のワークショップを終わらせたいと考えています。場合によって、グループごとに相違ができれば、議論を進めることもあるかもしれません。休憩をとった後に大項目「(住民投票)」についてのワークショップを行います。本日もよろしくお願いいたします。

**事務局** 続きまして、高澤秘書広聴課長より挨拶を申し上げます。

**高澤課長** 本日は大項目「情報公開・情報共有」、「住民投票」という重要な項目に入ります。活発な議論をお願いします。よろしくお願いいたします。

**事務局** それでは議事に入ります。進行については、内山会長にお願いします。よろしくお願いいたします。

**内山会長** 暫時、議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日のワークショップの進め方について事務局から説明があります。

**事務局** 資料の確認をします。

本日は、ワークショップを行いたいと思います。前半は、前回に引き続き大項目「情報公開・情報共有」の中項目「範囲」、「公開と提供の原則(罰則)」、「共有のしくみ」の具体的な内容、考え方等を議論していただきます。本日は2つのグループになるので、新たな視点からもう一度議論してください。その後、休憩を入れまして、大項目「(住民投票)」の中項目「意義」、「範囲」、「制度」、「住民の参画(住民投票)」について、その内容や考え方等を議論します。休憩後、ワークショップを始める前に進め方について改めて説明させていただきます。以上です。

**内山会長** ここまでについて、ご意見ご質問はありますか。特にないようなので、進めさせていただきます。では、10時10分を目安に議論を始めてください。

\* \* \* \* \*

**事務局** Cグループから発表をお願いします。

**広辺委員** 中項目「公開と提供の原則(罰則)」から話します。町には白岡町情報公開条例があり、町や議会が情報を提供するという仕組みはあります。そこについては、努力しなさいということを一文書いておきます。白岡町の情報の発信は、町や議会だけではなく地域の情報を持つ地域の人たちについても情報を発信してくださいというお願いを住民の方々にもしたいという気持ちがありました。よって、自治会、NPO、ボランティア等の団体について積極的に情報を発信し、お互いに共有していくという内容を入れたいと考えました。町と議会については、積極的に情報の公開をするということです。それに対して、地域の側も、自分たちが持っている情報を積極的に公開してほしいということで、2つのことを書き、最終的に共有していきたいということです。最初は中項目「範囲」については、白岡町情報公開条例の定める範囲としました。しかし、先ほどのように考えると、地域を入れることで、白岡町情報公開条例ではなく、「範囲」についてはなくてもいいという話になり、この中項目「範囲」は必要ないという結果になりました。

中項目「共有のしくみ」について、地域の側に対しては、それぞれの団体で努力していただくことなので、仕

組みを作りなさいということとは言えません。行政が行ってほしいことは、広報やホームページを充実させて、双方向でお話ができる環境整備について努力してほしいということです。掲示板や地域SNSなどの可能性も考えてほしいです。罰則については、地域の情報も公開してほしいので、罰則を設けることはできないので、罰則は要らないという話になりました。

〔グループの結果としては、中項目「範囲」については、可能な情報全部になるので、敢えて書く必要はないということになりました。〕

中項目「公開と提供の原則(罰則)」については、町と議会は白岡町情報公開条例に基づき提供し、地域のみなさんは持てる情報は積極的に公開するということです。

中項目「公開のしくみ」については、行政がホームページなどの様々な方法で積極的に公開していくということで話がまとまりました。以上です。

**事務局** 続いてAグループをお願いします。

**金子委員** 中項目「範囲」は、白岡町情報公開条例で定めているので、それで良いのではないかという意見と、何か事が起こったときに別途条例で定めるという意見が出ました。議論が煮詰まってはいいのですが、大筋としては、白岡町情報公開条例に定めてある範囲で良いということです。

中項目「公開と提供の原則(罰則)」については、原則公開・共有です。また、地域の自治を進める団体は、積極的に団体内の情報を公開しなければいけません。個人情報保護については、今ある白岡町個人情報保護条例で定められているので良いということです。

中項目「共有のしくみ」については、話し合っている最中で、町が情報館のようなものを設置して、町民同士、地域の団体同士が情報共有するという意見がありました。後は、ホームページの充実などが話されました。以上です。

**事務局** 今発表した中で、詳しく聞きたいところや重複している部分、考えは似ているが表現が違うところなどについて全体で共有することで作業部会での議論につながってくるので、そのような整理をしていきたいと思いません。

**内山会長** 情報館とはどのようなものですか。

**神田副会長** 実際は図書館になると思います。図書館の1つの大きな役割は情報館です。

**広辺委員** ある市では、図書館が情報公開などを行っています。実際に行っているところはありますが、職員の能力を育てることは難しいところではあります。

**松井委員** 先ほど罰則規定を設けないという意見でした。個人情報が出ると大きな損害を受けます。そのことに対する罰則がないということで良いのでしょうか。

**吉野委員** 白岡町情報公開条例には罰則があるので、良いのではないのでしょうか。

**日下委員** 白岡町情報公開条例で、町の情報については罰則があります。地域の団体などの情報公開に関してまで罰則を設けることはできないということです。

**松井委員** 情報公開条例に包含されるということですか。

**日下委員** 包含されません。

**広辺委員** 町の情報公開については、町が責任を持たなくては行けなく、罰則もあります。しかし、「公開と提供の原則」に住民のみなさんも積極的に情報を公開してくださいということを書いていて、そのような方々に罰則を設けることは難しいと思います。

**松井委員** 今の規定では、情報が漏れたときに、行政に関する資料に関することだけが規制されます。つまり、行政業務についての情報は規定されています。それ以外の情報は、規定されていません。

**日下委員** 町の情報は罰則があるから良いですが、それ以外の情報についてさらに規定するのであれば、会則や規則の中で必要であれば定めたほうが良いです。原則としてそこまでの規定は要らないと思います。

**松井委員** そこまで、団体の意識が高まっているのでしょうか。基本的なルールだけは定めておいたほうが良いと思います。今、行政区でも決算の報告を行っているところと行っていないところで差があります。ある程度、一定の歯止めのようなものが必要だと思います。

**日下委員** 行政区の規則や会則の中にそのようなことを定めることで良いと思います。

**松井委員** 行政区ではそこまで書けないと思います。公開する以上、基本的なルールは決めておかないといけないと思います。

**高澤課長** 個人情報保護と情報公開についての話が混同していると思います。罰則規定を入れているのは、個人情報保護についてです。行政区の中で個人情報保護の対象になるようなものがあるかどうかです。町の条例以外に、国の個人情報保護に関する法律があります。個人情報の取り扱い事業のようなことです。一定の基準に該当すると、罰則の規定の対象になります。一般の任意団体に罰則を入れることは難しいと思います。罰則は刑罰なので、刑罰を個人、地域のレベルで定めるのは難しいと思います。刑罰を定めるのであれば、法律か条例になります。我々は検察庁と協議して、了解をいただいています。一般の団体は非常に難しいと思います。

**神田副会長** 例えば、白岡町情報公開条例で、正当な理由がなく公開しないで拒否した場合、罰則規定はないので、どのようにするのですか。

**高澤課長** 仮にそのようなことが起こった場合、異議申し立てをします。それでも駄目な場合は、行政訴訟をして、裁判で争います。罰則規定はありませんが、そのような道筋をたどります。基本的に個人的な判断ではなく、ラインで行い、この条例の条文に基づいて出せないということになります。どうしても迷う場合は、弁護士にも相談しています。決して個人的な意見で出さないということではできません。

**神田副会長** 罰則規定は、条例に定めていないから罰則されるというわけではなく、社会常識的に不法なことがあれば、法律で罰則されます。行政訴訟や損害賠償請求などの、条例ではないところで、不利益を被ったことに対する訴訟が可能です。そのようなことから、罰則規定がないから駄目だということではないと思います。

**内山会長** これ以降の議論は作業部会で総括したいと思います。ここで、10分間休憩します。

## 【2 「(住民投票)」についてのワークショップ】

**内山会長** 進め方について事務局から説明があります。

**事務局** ワークショップの進め方について説明します。大項目「(住民投票)」の中項目「意義」、「範囲」、「制度」、「住民参画(住民投票)」の内容や考え方を議論します。大項目の住民投票が括弧書きになっています。自治基本条例に住民投票を入れるかどうかを議論してから中項目の中身の議論に入ってください。もう一度、住民投票の意義について考えながらワークショップを進めてください。時間は、11時45分を目安に議論してください。発表した後、意見を交わしていただくので、よろしくお願いします。

**内山会長** では、ワークショップを始めてください。

\* \* \* \* \*

**事務局** Aグループから発表をお願いします。

**神田副会長** Aグループでは、住民投票が必要かどうかということから議論をしました。住民投票は住民自らが自治に参加する上で重要であり、民主主義を確立させ、住民の意識を高めるためにも非常に重要です。そのようなことから、住民投票は自治基本条例で定めることにしました。住民投票ができる状況があることが、行政に緊張感を与えますし、私たちの意識も高めると思います。

中項目「範囲」については、「町民」と言っても、範囲が明らかではないので、「住所を有する町民」にしました。ただし、国籍が必要かどうかで議論になり、2つに分かれています。日本人以外の方々の意見が反映されるという意見と、そのような方々の権利も保障しなければいけないという意見の2つです。年齢は、有権者ということで20歳という意見や国民投票制度の18歳、十分な判断があるという理由で16歳などの意見がありまして、ここも意見が割れました。

中項目「制度」は、基本的に必要に応じて住民投票ができるということではなく、一定の要件が揃えばいつでも住民投票が実施できる常設型にすることでまとまりました。その一定の要件の1つは、町長が発議することです。そして、議会も議決をすれば、住民投票ができます。もう1つは、住民の5分の1の署名があれば住民投票ができるという条件です。それぞれが発議して実施できるという制度にしました。さらに、むやみに住民投票をするべきではないので、重要な事項に関することだけとします。ただし、5分の1の署名が集まれば、重要なこととなります。それから、別途、住民投票条例を定めて具体的な中身を規定します。さらに、現行法では、住民投票制度の結果で決まるわけではありませんが、結果を尊重しなさいという規定を設けることで、議会、町長が無視をしないようにします。以上です。

**事務局** 続きましてCグループをお願いします。

**日下委員** Cグループも住民投票条例が必要かどうかという議論がありました。結論としては、いつどのようなことがあるか分からないので非常時の道具として持っておくためにも、住民投票を規定しておくことになりました。

中項目「範囲」についてはなかなか決まりませんでした。合併などの重要課題などを決めておいて、その範囲内で住民投票を実施するということが1つです。また、請求権者である町民の何分の1かの要求があれば、どのような項目でも重要なことだと受け止め、町長は住民投票を原則行わなければいけないという2つの考え方があります。結論が出ていないので、作業部会やAグループの意見を聞いて議論するべきだと思います。そして、住民投票を行った結果は行政に反映していかなくてはいいけません。さらに、重要課題をどのようにするかです。難しいですが、住民の何分の1かの要請、また、何歳以上にするかなどは、結論が出ないので改めて、別途条例を定めるときに決めていくことだと思います。他の条例をみると、3分の1や50分の1、年齢についても別途議論する必要があります。

中項目「意義」については、住民の安心安全や重要な事項に関して意向が反映される観点から住民投票が行われる必要があるということです。

中項目「住民の参画(住民投票)」については、パブリックコメントや町長への手紙などの手段が1つの住民の意向を反映する仕組みだと思います。それだけでは住民投票の意義とは違ってくるので、大項目として住民投票を残す必要があります。詳細については、議論していません。必要かどうかの議論を長くしました。その上で、住民投票の規定が必要であるということが一番重要だと思います。以上です。

**事務局** この次の全体会議でもう一度みなさんで議論することになります。

**内山会長** 今後の進め方としては、作業部会で総括をして、もう一度全体会議に諮りたいと思います。以上をもってワークショップを終わります。

ワークショップで各グループが提出したシートを基に、第10回作業部会で「情報公開・情報共有」及び「住民投票」の案を作成し、それを第19回全体会議で報告します。

事務局が事務連絡をした後、作業部会のメンバーの方が残り、次回の作業部会の日程調整を行いました。